

稲沢市障害者計画  
(平成27年度～平成35年度)  
第4期稲沢市障害福祉計画  
(平成27年度～平成29年度)



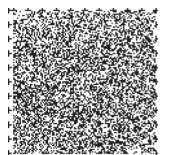
© 稲沢市 いなッピー

誰もがともに人格と個性を尊重し、  
支え合うまちをめざします

平成27年3月  
稲 沢 市

音声コード付与について

この概要版には、目の不自由な方などへの情報提供に役立てられている「音声コード」を採用しています。ページ角にあるコードに対し、専用の読み取り機を使用すると、音声に変換し文章を読み上げます。



## 1 計画策定の趣旨

平成 25 年 9 月に、「障害者基本計画（第 3 次）」が閣議決定され、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向が示されました。

本市においては、平成 19 年 3 月に「稲沢市障害者計画・障害福祉計画」を策定しており、また、「障害福祉計画」においては障害者総合支援法に基づき、市町村におけるサービス種類ごとの必要量の見込みと見込み量確保のための計画として「第 3 期稲沢市障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」として見直しを行っています。

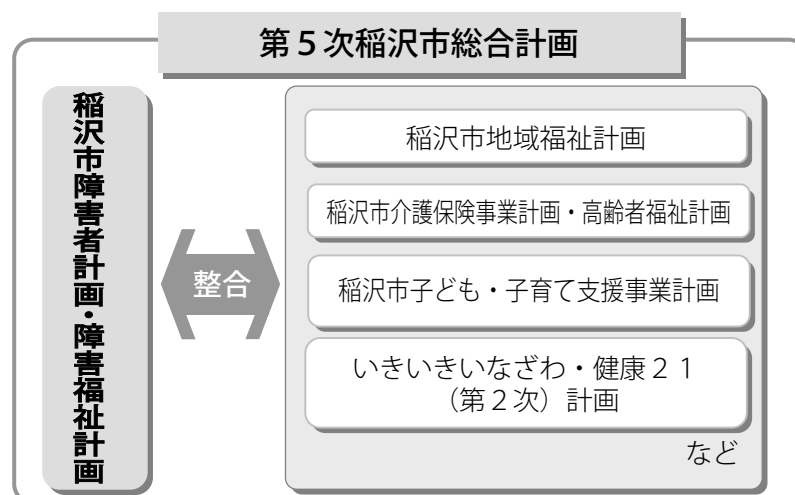
今回、「稲沢市障害者計画・障害福祉計画」の計画期間の終了を受け、障害者基本法の改正や、障害者総合支援法創設などの障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、新たに「稲沢市障害者計画・第 4 期稲沢市障害福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

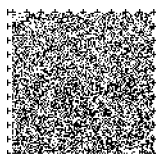
「稲沢市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画です。

「稲沢市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

【 計画の位置づけ 】



## 3 計画の期間



障害者計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 35 年度までとします。  
障害福祉計画は 3 年ごとに策定することとされています。本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を期間とします。

## 4 障害のある人の状況

### (1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在で 4,448 人となっています。

等級別では、平成 26 年 4 月 1 日現在で 1 級手帳所持者が 1,297 人 (29.2%) と最も多くなっています。

障害種別では、肢体不自由が 2,440 人 (54.9%) で最も多く、次に内部障害の 1,376 人 (30.9%) となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	1,188	1,212	1,252	1,296	1,297
2 級	690	675	684	682	672
3 級	966	970	994	1,004	1,021
4 級	937	941	974	997	1,000
5 級	257	251	260	251	249
6 級	207	199	201	205	209
計	4,245	4,248	4,365	4,435	4,448

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

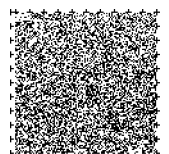
※身体障害者手帳は、1 級から 6 級まであり、1 級・2 級=重度、3 級・4 級=中度、5 級・6 級=軽度となっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
1 級	82	22	1	408	784	1,297
2 級	78	87	4	491	12	672
3 級	31	51	22	649	268	1,021
4 級	21	68	17	582	312	1,000
5 級	40	1	0	208	0	249
6 級	18	89	0	102	0	209
計	270	318	44	2,440	1,376	4,448

資料：福祉課（平成 26 年 4 月 1 日現在）



## (2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在で 834 人となっています。

判定別では、平成 26 年 4 月 1 日現在で、A 判定（重度）が 351 人で、全体の 42.1% と高い割合となっています。

図表1 表3 療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
A 判定	332	318	340	347	351
B 判定	208	209	226	238	247
C 判定	189	206	217	228	236
計	729	733	783	813	834

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※療育手帳は、A 判定=重度、B 判定=中度、C 判定=軽度となっています。

## (3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成 26 年 4 月 1 日現在で 805 人となっています。

等級別では、平成 26 年 4 月 1 日現在で、2 級（中度）が 571 人で、全体の 70.9% と高い割合となっています。

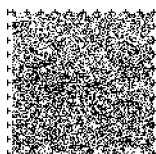
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	52	53	59	68	75
2 級	396	428	477	513	571
3 級	123	140	151	159	159
計	571	621	687	740	805

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※精神障害者保健福祉手帳は、1 級=重度、2 級=中度、3 級=軽度となっています。



## 5 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

#### 基本理念

**誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします**

### (2) 基本的視点

基本理念である『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。

#### ①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人が、意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定により、自立した生活を送ることができるように、自己決定を尊重する計画とします。

#### ②当事者本位の総合的な支援

障害のある人が、孤立化せず、すべてのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、切れ目のない支援を行うとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立った計画とします。

#### ③障害特性等に配慮した支援

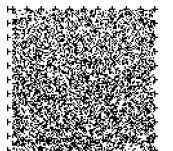
性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性に留意した計画とします。

#### ④アクセシビリティ\*の向上

障害のある人の社会参加を促進するため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する計画とします。

#### ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、多くの関係機関や団体などとの適切な連携及び役割分担の下、総合的な施策の展開を図る計画とします。



### (3) 基本目標

基本理念である『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、6つの基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

#### 基本目標1 障害のある人を支える地域づくり

共生社会の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障害のある人との交流活動や福祉教育を充実します。

#### 基本目標2 保健・医療の充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。また、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

#### 基本目標3 保育・教育の充実

療育体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムの考えを踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

#### 基本目標4 生きがいのある暮らしのための支援

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労や中間的就労の場の充実を図り、総合的な支援を推進します。

また、障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

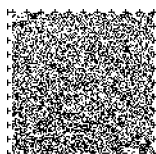
#### 基本目標5 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

今後も、障害の有無にかかわらず市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めます。

#### 基本目標6 安全・安心に暮らせるまちづくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策における高齢者、障害者、乳幼児等に対する措置は一層重要になってきており、地域における防犯・防災対策を推進します。



## (4) 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

誰もがともに人格と個性を尊重し、  
支え合うまちをめざします

1. 障害のある人を支える地域づくり

- (1) 相互理解と交流、啓発の推進
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 地域福祉活動の推進

2. 保健・医療の充実

- (1) 障害の発生予防
- (2) 早期発見・早期療育体制の確立
- (3) 精神保健福祉施策の推進

3. 保育・教育の充実

- (1) 障害児保育の充実
- (2) 特別支援教育の充実

4. 生きがいのある暮らしのための支援

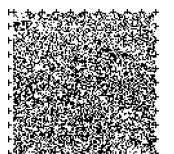
- (1) 就労への支援
- (2) 福祉的就労への支援
- (3) 社会参加の促進

5. 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

- (1) 地域生活の支援
- (2) 生活の場の確保
- (3) 包括的な地域支援体制の充実

6. 安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) ユニバーサルデザイン\*のまちづくり
- (2) 防災・防犯体制の充実





## 基本目標 1 障害のある人を支える地域づくり

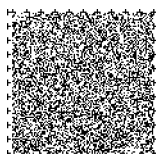
施策	方向性
(1) 相互理解と交流、啓発の推進	より一層の障害に対する理解を深める活動の充実を図ります。
(2) 福祉教育の充実	学校教育における障害のある人への理解に向けた取り組みを進めます。
(3) 地域福祉活動の推進	児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 基本目標 2 保健・医療の充実

施策	方向性
(1) 障害の発生予防	糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
(2) 早期発見・早期療育体制の確立	妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
(3) 精神保健福祉施策の推進	入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

## 基本目標 3 保育・教育の充実

施策	方向性
(1) 障害児保育の充実	障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、障害のある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な支援体制の充実に努めます。
(2) 特別支援教育の充実	障害のある児童一人ひとりの個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、本人の望む教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる体制を整備します。 また、小・中学校、高等学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育システムの整備・充実を図ります。





## 基本目標4

## 生きがいのある暮らしのための支援

施策	方向性
(1) 就労への支援	障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充に取り組み、就職の意向確認から就労後のフォローまでの一貫した就労支援体制の充実に取り組みます。
(2) 福祉的就労への支援	企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、中間的就労や福祉的就労の場など多様な就労機会の確保を図ります。
(3) 社会参加の促進	障害のある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう環境を整備するとともに、障害のある人の活動や、それをサポートするNPO・ボランティア団体などの活動を支援し、より社会参加を促進します。

## 基本目標5

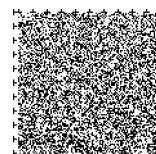
## 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

施策	方向性
(1) 地域生活の支援	障害のある人が自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、サービスを整備していく必要があります。 居宅介護、生活介護等のサービス提供体制の確保を図り、また、障害のある人の生活課題を解決し、よりよい暮らしを実現するため、サービス等利用計画（計画相談支援）に基づき、障害福祉サービス等を活用していきます。
(2) 生活の場の確保	障害のある人が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活基盤施設等の充実を図ります。
(3) 包括的な地域支援体制の充実	権利擁護や福祉サービス利用の援助を行う関係機関との連携を図るとともに、その事業内容の周知に努めます。

## 基本目標6

## 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策	方向性
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	誰もが、安全・快適に暮らせ、積極的な社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化など、安全で快適な環境整備を推進します。
(2) 防災・防犯体制の充実	災害の発生が懸念される中、障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。 また、障害のある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図り、障害のある人の犯罪被害の防止に努めます。



## 6 障害福祉サービスの見込み量

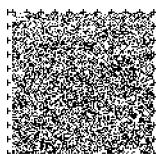
### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	実利用者数	人	138	139	141
行動援護 重度障害者等包括支援	利用見込量	時間	2,917	3,204	3,520

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	実利用者数	人	228	233	237
	利用見込量	人日	4,681	4,775	4,870
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	1	1	1
	利用見込量	人日	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	4	4	4
	利用見込量	人日	71	74	77
自立訓練（宿泊型）	実利用者数	人	1	1	1
	利用見込量	人日	31	31	31
就労移行支援	実利用者数	人	22	23	24
	利用見込量	人日	326	342	359
就労継続支援（A型）	実利用者数	人	68	75	83
	利用見込量	人日	1,313	1,445	1,589
就労継続支援（B型）	実利用者数	人	126	132	139
	利用見込量	人日	2,221	2,332	2,449
短期入所（福祉型）	実利用者数	人	38	44	51
	利用見込量	人日	308	357	414
短期入所（医療型）	実利用者数	人	3	3	3
	利用見込量	人日	20	20	20
療養介護	実利用者数	人	11	12	12
	利用見込量	人日			

※見込量（月当たり）



### (3) 居住系サービス

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	利用見込量	人	57	65	75
施設入所支援	利用見込量	人	77	76	75

※見込量（月当たり）

### (4) 相談支援

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用見込量	人	99	109	120
障害児相談支援	利用見込量	人	20	24	28
地域移行支援	利用見込量	人	1	1	1
地域定着支援	利用見込量	人	1	1	1

※見込量（月当たり）

### (5) 障害児通所支援

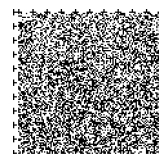
サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	実利用者数	人	45	53	62
	利用見込量	人日	330	393	468
医療型児童発達支援	実利用者数	人	1	2	2
	利用見込量	人日	5	10	10
放課後等デイサービス	実利用者数	人	147	161	177
	利用見込量	人日	1,700	1,870	2,057
保育所等訪問支援	実利用者数	人	1	1	1
	利用見込量	人日	5	5	5

※見込量（月当たり）

## 7 地域生活支援事業の見込み量

### (1) 必須事業

事業名		項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 相談支援事業	①障害者相談支援事業	か所	4	4	4
	②地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
2	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有



事業名		項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業		「手話通訳者設置事業」 実設置者数（人）	1	1	1
		「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」実利用者数（人）	14	16	18
給付等事業 日常生活用具	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数（件）	10	12	14
	(2) 自立生活支援用具		32	41	53
	(3) 在宅療養等支援用具		40	40	40
	(4) 情報・意思疎通支援用具		33	37	41
	(5) 排泄管理支援用具		2,478	2,669	2,875
	(6) 居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		5	5	5
移動支援事業		実利用者数（人）	84	84	84
		延べ利用時間数（時間）	18,800	18,800	18,800
地域活動支援センター		市内実施箇所数（か所）	2	2	2
		実利用者数（人）	69	70	71

## (2) 任意事業

事業名		項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス		実利用者数（人）	5	5	5
日中一時支援事業		実利用者数（人）	162	179	198
		延べ利用日数（日）	3,828	4,240	4,697
自動車運転免許取得費の助成		実利用者数（件）	6	8	11
自動車改造費の助成		実利用者数（件）	7	7	7
更生訓練費の支給		実利用者数（人）	23	23	24
生活サポート事業		実利用者数（人）	10	14	18
		延べ利用時間数（時間）	217	303	390



### 稲沢市障害者計画・第4期稲沢市障害福祉計画（概要版）

発行日：平成27年3月

編集・発行：稲沢市 福祉保健部 福祉課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

TEL：0587-32-1111

FAX：0587-32-1219

<http://www.city.inazawa.aichi.jp/>

